

発注関係事務所等における 事務運用指針

平成 27 年 10 月
(令和 2 年 12 月改正)
(令和 8 年 3 月改正)
山口県土木建築部

目 次

I	位置付け	1
II	発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項	1
1	工事	1
(1)	工事発注準備段階	1
(2)	工事入札契約段階	4
(3)	工事施工段階	5
(4)	工事完成後	7
(5)	その他	8
2	測量、調査及び設計	9
(1)	業務発注準備段階	9
(2)	業務入札契約段階	10
(3)	業務履行段階	11
(4)	業務完了後	12
(5)	その他	13
III	災害時における対応	13
1	工事	13
(1)	災害時における入札契約方式の選定	13
(2)	現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	13
2	測量、調査及び設計	14
(1)	災害時における入札契約方式の選定	14
(2)	現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	15
3	各種団体との連携	15
IV	多様な入札契約方式の活用	16
V	技術開発の推進及び新技術等の活用	16

注) [運用指針 解説資料]

項目ごとに、必要に応じて参照できるように、国が策定した「運用指針 解説資料」の該当ページを記している。

I 位置付け

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）に基づき、発注者が「発注者の責務」等を踏まえ、自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、国は発注者共通の指針として、平成27年1月に「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」及び「同解説資料（運用指針 解説資料）」を策定した。

また、令和元年6月の品確法の改正を受けて、災害時の緊急対応の充実・強化や働き方改革への対応、情報通信技術（以下「ICT」という。）の活用等による生産性向上の取組、調査・設計の品質確保等に関する規定が盛り込まれた。

さらに、令和6年6月に品確法が改正され、担い手の確保のための働き方改革・処遇改善・地域建設業等の維持に向けた環境整備等の活用等による生産性向上、公共工事等の発生体制の強化を図るための規定が盛り込まれた。

「発注関係事務所等における事務運用指針（本指針）」は、国の運用指針の中から、特に本県の発注関係事務所が行う発注関係事務のうち重要となる事務の運用に関する事項を抽出したものであり、担当者を含めた各発注事務所等において、発注関係事務の適切な運用を図るうえでの共通の指針である。

II 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

発注関係事務（新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む。）を適切に実施するため、工事及び測量、調査及び設計について、（1）発注準備（2）入札契約（3）工事施工又は業務履行（4）完成後の各段階で、以下の事項に適切に取り組むものとする。

また各段階共通の事項として、関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続など、現場の実態に即した条件（自然条件を含む。）を踏まえた事業全体の工程計画を検討するとともに、各段階において事業の進捗に関する情報を把握し、計画的な事業の進捗管理を行う。加えて、生産性の向上のため、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査、設計、施工、維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にするBIM/CIMの適用や情報共有システム、その他情報通信技術の活用等により、事業全体におけるデータの引継ぎと受発注者間の共有の円滑化及び効率的な活用や書類作成業務の簡素化を図るよう努める。

なお、情報通信技術の活用に当たっては、情報保全を確実に行う。

さらに、各発注者は、工事及び業務について、新技術を積極的に活用するよう努める。なお、新技術の活用に当たっては、価格のみを理由としてその利用が妨げられることのないよう配慮する。

[運用指針 解説資料] II-2～II-4

1 工事

(1) 工事発注準備段階

○工事に必要な情報等の適切な把握

工事の発注の準備として、地形、地物、地質、自然環境、工事影響範囲の用地、施工に係る関係者などの工事の施工に必要な情報を適切に把握する。

[運用指針 解説資料] II-6

○工事の内容等に応じた入札契約方式の選択

工事の発注に当たっては、工事の規模や内容、地域の実情等に応じて、一般競争入札、指名競争入札、地域活力型指名競争入札、随意契約から適切な入札契約方式を選択する。また、総合評価競争入札方式による場合は適用する型式を適切に選択する。

[運用指針 解説資料] II-7～II-9

○地域の実情等を踏まえた発注

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事内容、工事費等を考慮し、また地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格や工区割り、発注ロット等を適切に設定し、各工事の手続期間や工期を考慮して工事の計画的な発注を行う。

[運用指針 解説資料] II-10

○現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成

契約後の円滑な工事施工を確保するため、設計図書の作成に当たっては、需給の状況、経済社会情勢の変化、施工条件（自然条件を含む。）を勘案するとともに、工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。

また、工事の発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と、当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

なお、工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。以下、「総合的に価値の最も高い資材等」という。）を採用するよう努める。新たな技術の活用が価格のみを理由に妨げられないよう配慮する。

[運用指針 解説資料] II-10

○予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるために、工事を施工する者が適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成した設計図書に基づき、需給の状況、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。

積算に当たっては、建設工事の請負契約の原則（建設業法第18条）を踏まえた適正な工期を前提として、労働環境の改善状況、情報通信技術の活用状況を含めた現場の実態把握に努めるとともに、これに即した施工条件を踏まえた上で最新の積算基準を適用する。

また、週休2日の確保等の重要性に鑑み、実態を踏まえた補正を行うこと等を含め、必要となる経費を適正に計上する。

さらに、積算に用いる価格が実勢価格と乖離しないよう、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して定めるとともに、可能な限り、

最新の労務単価、資材・機材等の実勢価格を的確に反映する。また、労働安全衛生法令に基づき安全衛生を確保するために必要な経費（安全衛生経費）及び建設業退職金共済制度の掛金についても的確に反映する。

なお、積算に用いる歩掛や単価について、現場条件等により標準歩掛が使用できない場合、資材等の急激な高騰等により実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合等には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適正に予定価格を設定する。

さらに、当該積算において的確に反映した法定福利費に相当する額が請負契約において適正に計上されるよう、工事請負契約書に基づき、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を提出させ、当該積算と比較し、法定福利費に相当する額が適正に計上されていることを確認するよう努める。

また、適切な積算に基づく設計金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、品確法第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

総合的に価値の最も高い資材等を採用する際は、その採用に必要な費用を反映させた予定価格を適正に設定するものとする。

一方、予定価格の設定に当たっては、需給の状況、経済社会情勢の変化の反映、工事に従事する者の労働環境の改善、必要な法定福利費の確保、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

[運用指針 解説資料] II-12～II-19

○適正な工期設定

労働基準法に基づき、建設業等において令和6年4月1日より罰則付きの時間外労働規制が適用されていることを踏まえ、適正な工期設定等の働き方改革への対応を進めていく必要がある。

工期の設定に当たっては、工事の内容、時間外労働規制の遵守、規模、方法、施工体制、自然条件、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、週休2日を前提とした工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、猛暑・大雪等の天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮する。

また、週休2日工事の確実な実施や、その対象工事の拡大に努める。

なお、余裕期間制度には、①発注者が工事着手日を指定する方式（発注者指定方式）、②受注者が工事着手日を工事着手期限日までの間で選択できる方式（任意着手方式）があり、これらの活用には、地域の実情や関連工事の進捗状況を踏まえて、適切な方式を選択する。

[運用指針 解説資料] II-20～II-29

○計画的な発注や施工時期の平準化

入札参加者が技術者等を円滑に準備できるよう、年度当初、四半期ごとに適切に発注見通しを公表する。

閑散期となりやすい年度当初からの予算執行の徹底、繰越明許費の適切な活用や債務負担行為の活用による繁忙期となりやすい年度末の工事の集中を回避するといった予算執行上の工夫等により、適正な工期の確保と工事の施工時期の平準化に取り組む。

[運用指針 解説資料] II-30～II-35

(2) 工事入札契約段階

○適切な競争入札契約方式の設定等

《指名競争入札における業者選定》

山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準または地域活力型指名競争入札実施要領に基づき、工事の種類、規模、内容、地域の実情等を踏まえ、公正かつ適切に指名業者選定を行う。

[運用指針 解説資料] II-42～II-45

《一般競争入札における入札参加資格の設定》

山口県建設工事条件付一般競争入札参加条件基準及び条件付一般競争入札事務処理要領に基づき、工事の種類、規模、内容、地域の実情等を踏まえ、施工実績等の技術要件や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、公正かつ適切に入札参加資格を設定する。

[運用指針 解説資料] II-46～II-76

《総合評価競争入札における評価基準の設定及び審査》

山口県建設工事総合評価競争入札実施要領等に基づき、工事の内容、規模を踏まえ、企業や配置予定技術者の技術的能力の評価における同種工事など、競争性の確保に留意しつつ、適切な評価基準を設定する。

また、企業から提出された技術提案の審査に当たっては、公正かつ適切に実施する。

[運用指針 解説資料] II-46～II-76

《ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表》

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な運用を行う。

また、適正な競争への誘導を図るため、予定価格は事後公表としているが、入札前に予定価格に関する情報を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、発注事務に当たっては「山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱」を遵守する。

なお、入札参加者から提出された工事費内訳書に不備がある場合等は、当該入札参加者の入札を無効とする。

[運用指針 解説資料] II-77～II-84

○入札不調・不落時の見積りの活用等

工事の発注においては、工事に必要な情報等を適切に把握し、地域の実情等を踏まえ適切な競争参加資格の設定、適正な利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定、適正な工期設定等を行うことにより、入札不調・不落の発生を極力回避することに努める。

入札に付しても入札参加者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、以下の方法を活用して予定価格や工期を適切に適正に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- ・ 入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- ・ 設計図書に基づく数量、施工条件や工期等が施工実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

上記方法の活用等により改めて競争入札を実施することを基本とするが、必要な対策を講じたうえ、入札不調により契約に至らない場合や再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約（いわゆる不落随契）の活用も検討する。

[運用指針 解説資料] II-87～II-92

○公正性・透明性の確保、不正行為の排除

山口県建設工事請負契約標準書式により、公正な契約を締結する。

入札及び契約に係る情報については、公共工事に係る入札結果等の公表に関する事務取扱要領に基づき、適切に公表することとし、総合評価方式の場合には、あらかじめ入札公告等により技術提案の評価の方法等を明らかにするとともに、契約締結後、早期に評価の結果を公表する。

また、入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合には、第三者機関である山口県入札監視委員会の活用等により中立かつ公正に処理を行う。

談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施すること、談合があった場合における山口県建設工事請負契約標準書式に基づく損害額の賠償請求や建設業許可行政庁等への通知を行うことで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

また、談合情報が寄せられた場合には、「談合情報対応マニュアル」により必要に応じて内訳書の確認や入札参加者から事情聴取を行い、その結果を公正取引委員会に送付する。

なお、入札参加者が1者である場合等の取扱いについては、入札情報等に明示するものとする。

[運用指針 解説資料] II-93～II-101

(3) 工事施工段階

○施工条件の変化等に応じた適切な設計変更

受注者が契約締結まで（競争入札の場合は、落札者決定後から契約締結まで）に発注者に通知する主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の情報について、関係者間での把握・共有等の取組を推進する。

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、工事の施工を一時中止させた場合その他受注者の責によらない事由が生じた場合等において、必要と認められるときは、「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン」等に基づき、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する。

また、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金額の変更（いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項）について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行う。

入契法に基づき、資材高騰等の請負代金額や工期に影響を及ぼす事象が発生した場合において、受注者が契約変更協議を申し出た際には、契約書及びスライド条項の適用に関する基準等に定めるところにより、誠実に協議に応じる。

[運用指針 解説資料] II-102～II-106

○工事中の施工状況の確認等

現場の施工体制等を確認するため、「土木工事監督技術基準（案）」に従って施工体制の把握を行い、建設業法違反（一括下請負の禁止、技術者の専任義務違反、施工体制台帳の未整備等）と疑うに足りる事実があるときは、建設業許可行政庁等に通知する。

また、建設業法において、元請負人は下請代金のうち労務費相当については現金で支払うよう適切に配慮することが規定されたことや、品確法において、公共工事等に従事する者の賃金や適正な労働時間の確保等、下請業者を含め適正な労働環境の確保を促進することが規定されたことを踏まえ、発注者は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める。

工事期間中においては、その品質が確保されるよう、工事監督技術基準等により適切に工事監督を実施する。その際、受発注者間におけるオンライン上での書類提出システムであるASP等の情報共有システムや遠隔臨場など情報通信技術を活用して受発注者の負担を軽減するよう努める。また、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事等においては、適切な施工がなされるよう、必要に応じて重点監督を実施する。なお、工事の施工が、契約書及び設計図書等に基づき行われぬおそれが認められる場合には、適切に改善の指導を行うものとする。

適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するため、出来形部分の確認等の検査やその他の施工の節目（不可視となる工事の埋戻しの前など）において、必要な技術的な検査（中間検査）を適切に実施する。また、中間検査においては、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面（工事打合せ簿）により受注者に通知する。なお、この技術検査の結果は工事の施工状況の評価（工事成績評定）に適切に反映させる。

また、情報通信技術及び設計・施工におけるデジタル技術を積極的に活用し、施工中に取得されたデータを監督・検査にも活用するなど検査書類等の簡素化や作業の効率化に努める。

[運用指針 解説資料] II-107～II-114

○公共工事に従事する者の労働環境の改善

労働時間の適正化、労働・公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度の確立、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、必要に応じて元請業者への指導を図る。

こうした観点から、元請業者に対して、社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置や請負代金内訳書への法定福利費の明示を講ずる。また、施工体制台帳により、全ての下請業者の加入状況を確認し、未加入業者を確認した場合には、元請業者に対し、下請業者への加入指導要請を行うとともに、建設業許可行政庁（監理課建設業班）へ報告を行うなど、加入促進を図る。

下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、前金払の速やかな実施や前金

払制度の適切な運用、中間前金払・出来高部分払制度や地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。

地域における建設業の担い手を中長期的に確保するためには、他の産業と遜色のない休日取得ができる労働環境の確保のため、土日を休日とする週休2日工事の実施に取り組む。

受注者へ熱中症対策や寒冷対策の実施、快適トイレの設置、ICTの積極的な導入などを促し、安全衛生のさらなる確保や、省人化を含む作業の効率化等を図る。

労働環境の改善に関して、建設業法においては、国土交通大臣が、建設業者に対して、建設工事の請負契約の締結の状況や、労働者の適切な処遇を確保するための措置の実施等について必要な調査を行い、その結果を公表することが規定され、品確法においては、国が公共工事の請負契約の締結の状況や、下請負人等が講じた公共工事に従事する者の能力等に即した評価に基づく賃金の支払、休日の付与等に関する実態の調査を行うとともに、これを踏まえた必要な施策の策定及び実施に努めることが規定された。発注者はこれらの内容に留意するとともに、施策の実施等に当たって必要な協力に努める。

[運用指針 解説資料] II-115～II-132

○受注者との情報共有や協議の迅速化等

設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者が一堂に会する会議（三者会議）を、施工者が設計図書の照査等を実施した後及びその他必要に応じて開催するよう努める。特に、橋梁工（補修・補強・耐震工事も含む）など比較的技術的難易度の高い工種を有する工事や、地盤条件や施工計画等が複雑な設計条件である工事などは、原則として実施する。

BIM/CIMを適用することにより、工事に関するデータの共有・活用を容易にし、受発注者の生産性向上の推進に努める。

ASP等の情報共有システムを活用し、工事関係書類の電子化に取り組むとともに、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化及び書類の二重作成・提出の防止などを推進する。

工事を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、ウィークリースタンス、ワンデーレスポンスを推進する。

また、段階確認や立会については、モバイル端末等を用いた遠隔臨場を活用し、発注者と受注者双方の省力化の推進に努める。

工事の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例を示す「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン」、工事一時中止が必要な場合及びその際の設計変更の取扱等に関する例を示す「工事一時中止に係るガイドライン」及び、工事の実施や引き取り等の手続に必要な書類の例等を示す「土木工事書類作成マニュアル（案）」を活用する。

なお、暴力団等による不当介入の情報を得た場合は、「暴力団等による公共工事等への不当介入対応マニュアル」により適切な対応を行うものとする。

[運用指針 解説資料] II-133～II-139

（４）工事完成後

○適切な技術検査・工事成績評定等

受注者から工事完成の通知があった場合には、契約書等に定めるところにより、定めら

れた期限内に工事の完成を確認するため完成検査を行い、その結果を適切に工事成績評定に反映させる。

工事成績評定の結果については、受注者に通知を行うとともに発注事務所の閲覧場所で公表を行う。また、受注者から評定結果について説明を求められた場合は、適切に対応を行う。

完成検査において、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知する。

また、情報通信技術及び設計・施工におけるデジタル技術を積極的に活用し、施工中に取得されたデータを検査にも活用することで、検査書類等の簡素化や作業の効率化に努める。

工事の実績等については、コリンズを積極的に活用し、発注者間での情報の共有に努める。

○情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ

工事で得られたデータは、将来の維持管理業務や調査、設計、工事等に有効活用するために適切に引き継ぐとともに、将来の AI 活用等によるデータ利活用環境の構築のため、受注者が適切な形式で保存した電子データを工事の成果品として受領し、適切な期間保存する。その際、オンライン電子納品の推進に努めるとともに、データがクラウド上で簡単にアクセスできる環境を構築するよう努める。

地盤状況に関する情報の把握のための地盤調査（ボーリング等）を行った際には、位置情報、土質区分、試験結果等を確認し、地盤情報データベースに登録するなど関係者間で共有できるよう努める。

[運用指針 解説資料] II-140～II-143

○工事の目的物の適切な維持管理

工事の目的物（橋梁、トンネル、河川堤防、公共建築物、港湾施設等（既に完成しているものを含む。）をいう。以下同じ。）の当該目的物が備えるべき品質が将来にわたり確保されるよう、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するとともに、その際3次元データや情報通信技術の活用にも努めるとともに、公共工事の目的物の維持管理に係る計画策定、業務・工事発注準備等の各段階において、発注関係事務を適切に実施するよう努める。

維持管理のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図るために、広域的・分野横断的な維持管理を行う際には、周辺の市町との発注者間の連携や異なるインフラを管理する関係部署間の連携を図るなど、必要な連携体制の構築に努める。

[運用指針 解説資料] II-144～II-145

（5）その他

発注者と競争参加者双方の負担を軽減し、競争性を高める観点から、入札及び契約に関する情報通信技術の活用の推進、書類・図面等の簡素化及び統一化を図る。

[運用指針 解説資料] II-146～II-148

2 測量、調査及び設計

（1）業務発注準備段階

○業務に必要な情報等の適切な把握

業務の発注の準備として、業務の目的を明確にし、地形、地物、地質、地盤、自然環境、関係者などの業務の履行に必要な情報を適切に把握する。

○地域の実情等を踏まえた発注

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事の発注時期を考慮し、また地域における担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格、業務内容等を適切に設定し、業務の計画的な発注を行う。

○現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成

契約後の円滑な業務履行を確保するため、業務の発注に当たっては、業務の履行に必要な諸条件を設計図書に反映する。なお、設計業務の発注に当たっては、工事において、発注者が総合的に価値の最も高い資材等の活用を努めることとされていることに留意する。また、業務の実施の際に必要な関係機関との調整や住民合意、現場の実態に即した条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。

また、業務の発注段階において履行条件等を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と、当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

○予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、技術者が中長期的に育成及び確保されるために、業務を履行する者が適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成した設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算を行う。

積算に当たっては、業務に従事する者の週休2日の確保や労働環境の改善状況、情報通信技術の活用状況を含めた現場の実態把握に努めるとともに、これに即した履行条件を踏まえた上で最新の積算基準等を適用する。

積算に用いる価格が実勢価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材・機材等の実勢価格を的確に反映する。積算に用いる価格が実勢価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適正に予定価格を設定する。

また、適切な積算に基づく設計金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、品確法第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

一方、予定価格の設定に当たっては、需給の状況、経済社会情勢の変化の反映、業務に従事する者の労働環境の改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

[運用指針 解説資料] II-156～II-159

○適正な履行期間の設定

労働基準法に基づき、平成31年4月1日より順次、罰則付きの時間外労働規制が適用されていることから、適正な履行期間の設定等の働き方改革への対応を進めていく必要がある。

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、時間外労働規制の遵守、規模、方法、自然条件、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて、準備期間、照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日、猛暑・大雪等の天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

[運用指針 解説資料] II-160～II-162

○計画的な発注や履行期間の平準化

入札参加者が技術者等を円滑に準備できるよう、年度当初、四半期ごとに適切に発注見通しを公表する。

閑散期となりやすい年度当初からの予算執行の徹底、繰越明許費の適切な活用や債務負担行為の活用による繁忙期となりやすい年度末の業務の集中を回避するといった予算執行上の工夫等により、適正な履行期間を確保しつつ、業務の履行期間の平準化に取り組む。

なお、繰越明許費の活用に当たっては、適正な履行期間を確保しつつ、可能な限り次年度の第4四半期にかからないように履行期限を設定する。

[運用指針 解説資料] II-164～II-167

(2) 業務入札契約段階

○適切な競争入札参加資格の設定とダンピング受注の防止等

《指名競争入札における業者選定》

山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準に基づき、業務の種類、規模、内容、地域の実情等を踏まえ、また、地域における担い手の育成・確保に配慮し、公正かつ適切に指名業者選定を行う。

《ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表》

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な運用を行う。

また、適正な競争への誘導を図るため、予定価格は事後公表としているが、入札前に予定価格に関する情報を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、発注事務に当たっては「山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱」を遵守する。

[運用指針 解説資料] II-199～II-202

○入札不調・不落時の見積りの活用等

業務の発注においては、業務に必要な情報等を適切に把握し、地域の実情等を踏まえ適切な競争参加資格の設定、適正な利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定、適正な履行期間の設定等を行うことにより、入札不調・不落の発生を極力回避することに努める。入札に付しても入札参加者又は落札者がなかった場合等、標準積算と業務の履行条件の乖離が想定される場合は、以下の方法を適切に活用して予定価格や履行期間を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- ・ 入札参加者から業務の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適正に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- ・ 設計図書に基づく数量、履行条件や履行期間等が実態と乖離していると想定され

る場合はその見直しを行う方法

上記方法の活用等により改めて競争入札を実施することを基本とするが、必要な対策を講じた上、入札不調により契約に至らない場合や再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約（いわゆる不落随契）の活用も検討する。

[運用指針 解説資料] II-85～II-82

○公正性・透明性の確保、不正行為の排除

山口県業務委託契約約款により、公正な契約を締結する。

入札及び契約に係る情報については、公共工事に係る入札結果等の公表に関する事務取扱要領に基づき、適切に公表する。

談合や贈収賄等の不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施すること、談合があった場合における山口県業務委託契約約款に基づく損害額の賠償請求等を行うことで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

また、談合情報が寄せられた場合には、「談合情報対応マニュアル」により必要に応じて内訳書の確認や入札参加者から事情聴取を行い、その結果を公正取引委員会に送付する。

(3) 業務履行段階

○設計条件の変化等に応じた適切な設計変更

設計条件を適切に設計図書に明示し、関連業務の進捗状況等、業務に係る様々な要因を適宜確認し、設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合、設計図書に明示されていない設計条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合等において、必要と認められるときは、「業務委託契約に係る設計・契約変更ガイドライン」に基づき、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる委託料の額や履行期間の適切な変更を行う。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する。

○履行状況の確認等

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等のウィークリースタンスの適用や、打合せ時には選任された管理技術者の立ち会いについて確認するなど、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

また、必要に応じて、受注者の照査体制の確保や照査の実施状況について確認する。

[運用指針 解説資料] II-225

○業務に従事する者の労働環境の改善

賃金の適正な支払い等を促進するため、前金払制度の活用により、受注者の資金調達の円滑化を図る。

現地調査を行う業務においては、受注者へ熱中症対策や寒冷対策の実施、情報通信技術等の積極的な導入などを促し、安全衛生のさらなる確保や、省人化を含む作業の効率化等

を図る。

○受注者との情報共有や協議の迅速化等

業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、ウィークリースタンスを推進し、受注者との協議等については業務打合せ簿によるものとする。また、ワンデーレスポンスの徹底により、速やかかつ適切な回答に努める。

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、必要に応じて発注者と受注者による合同現地踏査を実施する。

特に地質情報の不確実性が高い現場における業務の合同現地踏査等には、地質調査等の受注者等が参画するよう努める。

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、必要に応じて3次元データを活用する。

業務の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例を示す「業務委託契約に係る設計・契約変更ガイドライン」を活用する。

なお、暴力団等による不当介入の情報を得た場合は、「暴力団等による公共工事等への不当介入対応マニュアル」により適切な対応を行うものとする。

BIM/CIMを適用することにより、業務に関するデータの共有・活用を容易にし、受発注者の生産性向上の推進に努めるとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、ASP等の情報共有システム等の活用の推進に努める。また、テレビ会議や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め、情報共有が可能となる環境整備を行う。

(4) 業務完了後

○適切な検査・業務成績評定等

受注者から業務完了の通知があった場合には、契約書等に定めるところにより、定められた期限内に業務の完了を確認するための検査を行い、その結果を適切に業務成績評定に反映させる。

また、情報通信技術の積極的な活用により、検査書類等の簡素化や作業の効率化に努める。

業務成績評定の結果については、受注者に通知を行うとともに発注事務所の閲覧場所で公表し、受注者から評定結果について説明を求められた場合は、適切に対応を行う。

完成検査において、履行について改善を要すると認めた場合、その事項を書面により受注者に通知する。

業務の実績等については、テクリスを積極的に活用し、発注者間での情報の共有に努める。

○情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ

業務の成果は、将来の維持管理業務や調査、設計、工事等に有効活用するために適切に引き継ぐとともに、将来のAI活用等によるデータ利活用環境の構築のため、受注者が適切な形式で保存した電子データを業務の成果品として受領し、適切な期間保存する。

その際、オンライン電子納品の推進に努めるとともに、データがクラウド上で簡単にアクセスできる環境を構築するよう努める。

地盤状況に関する情報の把握のための地盤調査（ボーリング等）を行った際には、位置情報、土質区分、試験結果等を確認するとともに、地盤情報データベースに登録するなど関係者間で共有できるよう努める。

[運用指針 解説資料] II-235～II-238

(5) その他

発注者と競争入札参加者双方の負担を軽減する観点から、入札及び契約に関する情報通信技術活用の推進、書類・図面等の簡素化及び統一化を図る。

[運用指針 解説資料] II-239

III 災害時における対応

1 工事

(1) 災害時における入札契約方式の選定

災害時の入札契約方式の選定に当たっては、工事の緊急度を勘案し、適切な方法を適用する。

災害発生後の緊急対応に当たっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定するなど、工事の緊急度に応じ適切に対応する。

なお、大規模災害時において、多くの工事を効率的かつ迅速に執行する観点から、入札契約方式の適用範囲の拡大等に関する通知があった場合、これを適切に運用する。

《随意契約》

災害復旧工事のうち、発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、堤防等河川管理施設等の応急復旧工事等について、被害の最小化や至急の現状復旧の観点から随意契約を活用するよう努める。

契約の相手方の選定に当たっては、被災箇所における維持修繕工事等の実施状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での施工実績等を勘案し、早期かつ確実な施工の観点から最も適した者を選定する。

《指名競争入札》

山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準または地域活力型指名競争入札実施要領に基づき、工事の種類、規模、内容、地域の実情等を踏まえ、公正かつ適切に指名業者選定を行う。

《一般競争入札》

山口県建設工事条件付一般競争入札参加条件基準及び条件付一般競争入札事務処理要領に基づき、工事の種類、規模、内容、地域の実情等を踏まえ、施工実績等の技術要件や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、公正かつ適切に入札参加資格を設定する。

(2) 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

災害応急対策や災害復旧に関する工事の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧を支える担い手の確保等の観点から、災害の状況や地域の実情に応じて、発注関係事務に関して必要な措置を講じる。

○確実な施工確保、不調・不落対策

《実態を踏まえた積算の導入等》

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適正に予定価格を設定する。

《保険料の積算への反映》

作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等の被害が発生した場合の損害を補償するための保険の経費についても計上するよう努める。

特に、災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社役員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて的確に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する工事の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても必要に応じて的確に積算に反映する。

《ダンピング対策等》

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な運用を行う。

また、適正な競争への誘導を図るため、予定価格は事後公表としているが、入札前に予定価格に関する情報を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、発注事務に当たっては「山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱」を遵守する。

なお、入札参加者から提出された工事費内訳書に不備がある場合等は、当該入札参加者の入札を無効とする。

2 測量、調査及び設計

(1) 災害時における入札契約方式の選定

災害時の入札契約方式の選定に当たっては、業務の緊急度を勘案し、適切な方法を適用する。

災害発生後の緊急対応に当たっては、手続きの透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な履行が可能な者を選定するなど、業務の緊急度に応じ適切に対応する。

《随意契約》

緊急点検、災害状況調査、航空測量等、発災後の状況把握や、災害復旧工事のうち、発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、堤防等河川管理施設等の応急復旧工事等に係る業務について、被害の最小化や至急の現状復旧の観点から随意契約を活用するよう努める。

契約の相手方の選定に当たっては、災害地における業務の実施状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での業務実績等を勘案し、早期かつ確実な施工の観点から最も適した者を選定する。

《指名競争入札》

山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準に基づき、業務の種類、規模、内容、地域の実情等を踏まえ、公正かつ適切に指名業者選定を行う。

(2) 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

発災後の状況把握や災害応急対策、災害復旧に関する業務の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧を支える担い手の確保等の観点から、災害の状況や地域の実情に応じて、発注関係事務に関して必要な措置を講じる。

○確実な履行確保、不調・不落対策

《実態を踏まえた積算の導入等》

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適正に予定価格を設定する。

《保険料の積算への反映》

作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等の被害が発生した場合の損害を補償するための保険の経費についても計上するよう努める。

特に、災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社役員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じた的確に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する業務の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても必要に応じた的確に積算に反映する。

《ダンピング対策等》

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な運用を行う。

また、適正な競争への誘導を図るため、予定価格は事後公表としているが、入札前に予定価格に関する情報を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、発注事務に当たっては「山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱」を遵守する。

3 各種団体との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、災害時の履行体制を有する建設業者団体等と災害協定を締結する。災害協定の締結にあたっては、災害対応に関する工事及び業務の実施方法や費用負担について定める。また、必要に応じて、協定内容の見直しを行う。

[運用指針 解説資料] Ⅲ－50～Ⅲ－52

IV 多様な入札契約方式災害時における対応

各発注者は、工事及び業務の発注に当たっては、本指針及び運用指針を参考にしつつ、工事及び業務の内容や地域の実情等に応じて、適切な入札契約方式を選択する。

V 技術開発の推進及び新技術等の活用

発注者は、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めることとし、採用するに当たっては、これに必要な費用を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める。